

# お知らせ

## 一日一円の掛金

### 四月一日は

## 交通災害共済の切替日

四月一日は交通災害共済の切替日です。加入している方は引き続き、まだ加入していない方も、この機会に加入しましょう。

昨年十月、交通災害共済制度の内容が一部改正され、共済見舞金が増額され一層充実した制度になりました。しかし、残念ながら日光市の昨年十二月末の加入率は六六・四%、県平均より一〇%以上も低く、県内で最も普及が遅れている地区になっています。

それに反して、昨年の交通事故件数は百四十七件(前年比三十七件増)、死者三人(前年比二人増)、負傷者二百十五人(前年比四十八人増)と、前年を大幅に上回りました。このように皆さんの身近なところで災害が発生しており、いつ、どこで、あなたやご家族にふりかかるかわかりません。

交通災害共済は、万一事故に合われた場合、加入者がお互いに助け合う制度です。家族ぐるみ、事業所ぐるみで加入しましょう。

◎共済期間が延長されます  
今までの切替日は、市町村ごとにまちまちに定めていたため、転入転出などの移動の際、重複加入や加入漏れが生まれました。そのよ

うなことのならないように、今年から切替日を九月三十日に県下統一することになりました。

これに伴い、日光市の次回の切替日は、昭和五十六年九月三十日になりますので、今回に限り、共済期間が六か月間延長され、十八か月間になります。

従って、四月一日に加入する方の掛金は、七十歳以上と十五歳未満の方が四百五十円(三百円と百五十円)、それ以外の方は五百三十円(三百五十円と百八十円)です。なお、四月一日以降に加入する方の掛金は、その月数に応じて月割で計算します。

## 国民年金保険料は

### 四月から三、七七〇円

四月から、国民年金の保険料が一月三千七百七十円に改定されます。

老後の生活の支えとなる国民年金は、その値打ちが下がらないように、物価の変動に応じて年金額

昨年十月一日以降に発生した交通災害見舞金の請求期間は二年間。見舞金額は傷害の程度により最高百万円から最低二万円。それ以前に発生した交通災害は、請求期間が一年間、見舞金額は最高七十五万円から最低一万五千元です。

◎交通事故にあつたら  
交通事故(自転車で転倒も含む)で災害を受けたときは、すぐに警察に届け出て事故の確認を受けてください。事故の確認ができないと、共済見舞金が支給されないことがあります。

軽傷でも医師の診断を受けてください。後日、これがあの事故のものだと確認できるように。

◎加入と見舞金の請求  
加入手続きは、総務課交通係か市民課、支所、出張所です。いつでも簡単にできます。

見舞金の請求は、加入者証、交通事故証明書、診断書、印鑑をご持参のうえ、総務課交通係においでください。

てまかなわれています。

国民年金制度が、長期間にわたって健全に維持されるためには、年金額のアップなどにもなつて、払い込む保険料も改定していかねばなりません。

こうしたことから、保険料の額が四月から三千七百七十円に改定されることになったのです。

## 愛の献血

献血とは、隣人愛の精神により社会の病める人々に、みなさんの健康な血液を提供することです。みなさんの血液は、患者に輸血され再び体の中に戻り、人間の生命を守りつづけます。

献血車が次の日程で運行しますので、愛の献血にぜひご協力ください。

- ◎三月三十一日(月)
- ▽日光土木事務所 午前九時三十分～十時三十分
- ▽東照宮社務所 午前十時四十分～正午
- ▽輪王寺事務所 午後一時～二時
- ▽二荒山神社 午後二時十分～三時
- ▽日光電報電話局 午後三時十分～四時

## 立木伐採証明書

日光地区森林組合(☎〇二八八

22)五一六〇)では、立木伐採(譲渡)証明書を発行していますので、昭和五十四年の所得税確定申告に必要な方はご相談ください。

〔日光地区森林組合〕

### これくらいと思う油断を火がねらう

## 春の全国火災予防運動実施中

### (～3月13日)

消防記念日の3月7日から13日まで、午前7時と正午の2回、サイレンを吹鳴します。

